

第3章 自然と人とが共生する環境の保全と創造

第1節 自然環境に関する現況

本県は、気候的には四国山地に一部温帯があるが、大部分が暖帯に属しており、豊かな自然環境に恵まれ、野生生物も多く、また、多島美を誇る瀬戸内海や西日本最高峰の石鎚山、リアス式海岸の宇和海などに代表されるように優れた自然景観にも恵まれている。

1 動植物の現況

(1) 植 物

本県の自然環境を植生上からみると、高山性のシコクイチゲ、キバナノコマノツメ、ミヤマダイコンソウ等から、暖帯～亜熱帯性のビロウ、コササキビ、アコウ等まで種類は非常に豊富で、シダ植物、種子植物は、亜・変・品種を含めて約 3,500種のもものが自生しており、これらは環境の諸条件に適応して、各種の植生をつくっている。

県下の特徴的な植生分布は、丘陵地に広範囲に分布する常緑果樹園、アカマツ林、海岸地域及び島しょ地域のクロマツ、南部海岸のウバメガシなどであるが、マツ林はマツ枯れの進行により、広くコナラなどの落葉広葉樹林、シイ・カシ照葉樹林に変わってきている。

山地部の多くは、スギ・ヒノキの植林で占められているが、南部、中部にコナラ群落とシイ・カシ萌芽林が多く見られる。石鎚山の標高 1,700m以上の高所にはシラベ群落、ダケカンバ群落なども見られる。

(2) 動 物

哺乳類

ニホンザルとニホンジカは群れをつくり移動する動物群として分布圏域は類似しているが、ニホンジカの生息密度はニホンザルに比べ低い。両種とも南予の鬼ヶ城山系以南によく見られ、中予の高縄半島山中にもある程度の生息が認められている。

ツキノワグマおよびニホンカモシカは、ほぼ絶滅したとみられる。イノシシは、平地や石鎚山の高地を除き全県下に広く生息している。近年、イノシシによる農作物の被害が増加の傾向にある。

ホンドキツネは、もともと四国には少ないが、県内各地に広く分布している。

ホンドタヌキは、県内全域に多数の生息が確認されている。ただし、東予では山麓から山間部が主な生息域となっている。

ニホンアナグマは、ホンドタヌキに比べると非常に生息密度が低く、分布も山間部に局所的であるが、海岸近くでも生息が確認されている。

ニホンカワウソは、四国西南部が日本での最後の生息地として知られている。昭和39年に本県の県獣として指定、また昭和40年には国の特別天然記念物に指定されたが、昭和51年以降、本県での生息は確認されていない。しかし、宇和海沿岸の良好な自然環境に残っている一部の地域には、生息している可能性もある。本種は国のレッドデータブックでは絶滅危惧 A類に指定されている。

ホンドイタチは、かつて県内全域に広く分布していたが、平地、低山地には帰化獣のチョウセンイタチが多く見られるようになった。

ホンドテンは、東中予の標高の高い山間部や南予の山塊のほか、海岸部でも見られる。餌となるキュウシュウムササビの増加により、天敵であるホンドテンも増加の傾向にある。

鳥類

県内で 312種が確認されている。夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ビンズイ、県鳥に指定されているコマドリ等の繁殖が見られる。シギ、チドリ、サギ、カモメ類などの水鳥は、加茂川や重信川などの河口の干潟に多く見られる。カモ類は干潟のほか、ダム湖やため池にも多く渡来する。タカ類や小鳥類の渡りの中継地としては佐田岬半島や足摺宇和海国立公園の高茂岬が重要な役割を果たしている。



ホシガラス



カヤクグリ



コマドリ

両生類・は虫類

ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオ、タゴガエル、ヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が生息している。

このうち、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオは、石鎚山に源を発する標高800~1,400mの河川に生息し、タゴガエル、ヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルは、ほぼ全山地の林下に生息している。

昆虫類

本県は、長い海岸線沿いに、トベラ、ウバメガシ、タブ等の暖帯性照葉樹林に恵まれ、ヒメハルゼミ、ヨツスジトラカミキリ等多くの暖帯系の昆虫が生息している。さらに、南予地方には、ウルシゴキブリ、カノウアブ等亜熱帯系の種が分布の北限として生息している。

一方、本県は西日本最高峰の石鎚山系を擁することから、ツマジロウラジャノメ、スジボソヤマキチョウ、エゾヨツメ、コトラガ、フジキオビ、キンスジコガネ、フタスジカタビロハナカミキリ、エゾハルゼミ、ソウウンアワフキ等北方系種の南限として残存している種も少なくない。これらの中には、近接する赤石山系、その他県内の標高の高い山地に点々と生息地があるものもある。

2 高山植物等の保護

山野の草木は、開発や人間生活の影響を受けて年々減少しており、また、ライフスタイルの変化などにより、自然とのふれあいを求める人々が増加したこともあって、利用者の多い自然公園等の地域における植物の保護の重要性が高まってきた。

県では、県立自然公園特別地域内に生育する植物で、学術上貴重な種や景観構成上重要な役割を果たしている種等を、愛媛県県立自然公園条例に基づき「高山植物その他これに類する植物」として指定（昭和57年6月）しており、積極的にその保護に努めているところである。指定植物は、環境省の国立・国定公園内高山植物等指定植物の選定範囲及び基準に準じて選定しており、いわゆる高山植物だけに限定せず、低地において乱獲等により絶滅のおそれのある種等についても指定の対象としたことが特徴となっている。

3 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然とのふれあいの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12 - 1のとおりである。



石鎚国定公園

4 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりをもった地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承出来るようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それ

それぞれ自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。
 県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12 - 2のとおりである。

5 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。また、愛媛県自然保護協会に委託して、各地区に自然海浜保全指導員を配置し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12 - 3のとおりである。

6 地形・地質

本県は、四国西部に位置し、南は四国山脈を背にし、北は瀬戸内海、西は豊後水道に面している。地形は、県東端の川之江市から西端に突出する佐田岬半島まで、ほぼ東西に走る中央構造線によって南北に区分され、石鎚山地の北側（内帯）は平野も広がる比較的平坦な地形であり、南側（外帯）は石鎚山脈及び四国山地の険しい山地となっている。

平地と山地の割合は約3：7で、県土の大部分を山地が占め、県内河川のほとんどは短流かつ急流河川であり、出水時には鉄砲水の現象を呈することが多い。

また、地質は、東西にほぼ平行して縦走する中央構造線・御荷鉾構造線・仏像構造線で4地区に区切られ、北から領家帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯と呼ばれている。

これらの地質は、いずれも剥離性に富む脆弱な地層であるが、特に三波川帯では変性・圧碎の影響を受けて複雑な地形構造となり、本県の地すべり性崩壊の多発地帯となっている。

(1) 砂防指定他の状況

砂防指定地は、治水上砂防のため一定行為の禁止・規制を必要とする土地及び砂防設備を設ける土地を指定するもので、平成14年4月1日現在の指定状況は、表2 - 11 - 1のとおりとなっている。

表2 - 11 - 1 水系別砂防指定地

(平成14年4月1日現在)

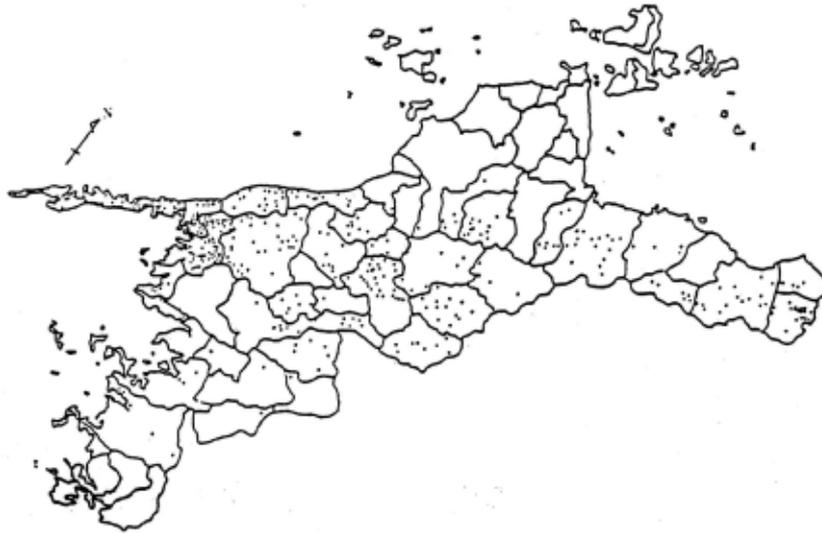
区分 水系別	溪流数	箇所数	指 定 面 積 (ha)		
			河 川 敷	山地・その他	計
一 級 水 系	625	769	1,078.93	4,631.62	5,710.55
二 級 水 系	592	771	877.22	4,121.23	4,998.45
その他の水系	308	325	62.79	4,592.82	4,655.61
計	1,525	1,865	2,018.94	13,345.67	15,364.61

(2) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、農地・人家・建造物等に被害を及ぼすおそれのある地域が5ha以上の土地であり、中央構造線南側の三波川変成帯、御荷鉾構造線南側の秩父古成帯に多く分布している。

なお、所管別に見ると国土交通省 506箇所、林野庁61箇所、農林水産省構造改善局所管573箇所、計1,140箇所となっている。

図 2 - 11 - 1 地すべり危険箇所分布図



(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、がけの傾斜角が 30° 以上かつ高さが5m以上の土地で保全人家戸数が5戸以上であり、県内には2,698箇所、全国第11位にランクされている。県内では南予地方が54%と全県の半数以上を占めている。

図 2 - 11 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所分布図



(4) 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、土石流発生のおそれのある渓流の勾配が 3° 以上でその被害想定区域に人家戸数が5戸以上あるものを指し、県内には2,994渓流、全国第4位にランクされている。県内では南予地方が53%と全県の半数以上を占めている。

図2-11-3 土石流危険渓流分布図



第2節 自然環境保全のための取り組み

1 自然公園の管理

(1) 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国28の国立公園を10ブロックに編成する管理体制をとっている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、山陽四国地区自然保護事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省は全国に自然公園指導員を委嘱しているが、平成6年度から、保護及び利用指導の充実を図るため増員を行っており、県内の自然公園指導員も8名増員され、平成13年度現在で50名となっている。

県においても、関係市町村等の協力のもとに、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

(2) 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

平成8年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-11-2のとおりである。

なお、従来、機関委任事務として知事が処理してきた国立公園内における許可等の事務の一部については、地方分権の推進により、平成12年4月から、環境省で直接行うこととされたが、本県では制度変更による影響を最小限とするため、法定受託事務として、引き続き知事権限で処理している。

表2-11-2 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

区分 年度 公園別	許 可						届 出						協 議					
	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13
国立公園	56	47	51	47	58	59	21	24	17	14	24	18	10	3	5	5	0	0
国定公園	8	7	6	12	13	6	2	0	1	1	1	0	1	3	1	3	1	1
県立自然公園	23	24	15	24	27	27	5	2	9	5	4	4	7	2	9	5	6	7
計	87	78	72	83	98	92	28	56	27	20	29	22	18	8	15	13	7	8

(3) 自然公園の清掃、美化対策

県、市町村、民間企業等 131団体で構成する愛媛県自然保護協会（事務局 - 愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内の全ての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やゴミ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

この結果、主要な海岸や登山道のゴミは減少傾向にあるが、引き続き清掃、美化活動に取り組む必要がある。

なお、平成13年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表2 - 11 - 3のとおりである。

表2 - 11 - 3 平成13年度国立公園等清掃活動実施状況

公園名 (地区名)	実施場所	実施期間	延人員
瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区)	桜井、唐子浜、石風呂、沖浦、近見山、糸山、波止浜、小島、馬島、鷲ヶ頭山、台海岸、法王ヶ原、笠松山、積善山、九王海岸、塔の峰、火内鼻、鶴島、能島、開山、宝股山、観音崎、大三島橋架橋地点、北条鹿島、姫ヶ浜、大串、ヌカバ	平成13年4月10日 平成14年2月24日	871人
足摺宇和海国立公園 (宇和海地区)	西海鹿島、高茂岬、須ノ川、滑床、成川、篠山、沖の島、法華津峠	平成13年6月1日 平成14年3月30日	792人
石鎚国定公園	面河溪谷、土小屋、成就社、高瀑溪谷	平成13年7月1日 平成13年11月30日	253人
金砂湖県立自然公園	金砂湖遊歩道	平成13年7月21日 平成13年7月22日	12人
皿ヶ嶺連峰県立自然公園	大谷池、滑川溪谷、皿ヶ嶺キャンプ場	平成13年4月18日 平成14年3月31日	93人
四国カルスト 県立自然公園	大川嶺、小田深山、五段高原、大野ヶ原	平成13年6月5日 平成13年10月25日	64人
肱川県立自然公園	鹿野川園地、丸山公園、鹿野川湖	平成13年4月23日 平成14年3月31日	18人
野鳥の生息地	重信川河口	平成13年10月28日	13人

2 海中公園の保護

足摺宇和海国立公園海中公園地区はサンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表2 - 11 - 4のとおりである。

表2 - 11 - 4 シロレイシガイダマシ類駆除状況 (平成13年度)

実施期間	実施回数	ダイバー数	駆除数
平成13年9月12日～平成13年9月17日	8	45	18,078
平成13年9月18日～平成13年9月28日	8	43	12,045
平成13年9月29日～平成13年10月6日	8	44	9,636
計	24	132	39,759

年 度	8	9	10	11	12	13
実 施 回 数	25	24	24	21	21	24
ダ イ バ ー 数	157	156	130	130	130	132
駆 除 数	69,125	71,363	62,603	61,307	47,378	39,759

3 自然公園等の利用と施設整備

(1) 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間 600万人以上の利用をみている。

平成13年の自然公園利用状況は、表 2 - 11 - 5 のとおりである。

表 2 - 11 - 5 平成13年自然公園利用状況 (単位：千人)

公 園 名	瀬戸内海 国立公園	足 摺 宇 和 海 国立公園	石 鎚 国立公園	肱川県立 自然公園	金 砂 湖 県 立 自然公園
利 用 人 員	3,661	571	635	75	175

奥 道 後 玉 川 県 立 自 然 公 園	四 国 カ ル ス ト 県 立 自 然 公 園	篠 山 県 立 自 然 公 園	佐 田 岬 半 島 宇 和 海 県 立 自 然 公 園	皿 ヶ 嶺 連 峰 県 立 自 然 公 園
612	524	38	183	253

(2) 施設の整備

自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然とのふれあいができるよう国の助成を受けて、休憩所、便所、歩道、標識などを毎年計画的に整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

平成13年度の整備状況は、表 2 - 11 - 6 のとおりである。

表 2 - 11 - 6 平成13年度整備状況

自然公園名	施設名	場 所	事業区分	規 模 構 造
瀬 戸 内 海 国 立 公 園	開山頂上園地	伯方町	国 補	展 望 台 78.65m ² 土留擁壁 140m 園 路 57段
足 摺 宇 和 海 国 立 公 園	鹿島園地	西海町	"	休 憩 所 84.0m ² 園 地 1,472m ² 土留擁壁 77m
足 摺 宇 和 海 国 立 公 園	外泊武者泊線道路(歩道)	西海町	"	休 憩 所 47.25m ² 石 垣 33m 駐 車 場 38m ² 園 路 97m ²

長距離自然歩道(四国自然歩道「四国のみち」)

優れた自然や温かい心とのふれあいの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化などにふれながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備し

たもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋などの施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち本県分は一本松町の松尾峠から川之江市の香川県境までの幹線27コースと四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.5kmである（資料編12-4参照）。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成14年3月31日現在30人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

国民休暇村事業

国民の保健休養に資するため、国立公園や国定公園の大自然の中に、宿舎を中心として海水浴場、キャンプ場、園地など種々の施設を総合的に整備する国民休暇村事業については、本県では、瀬戸内海国立公園桜井地区に海浜保養地として「休暇村瀬戸内東予」が設置され、昭和39年から国（環境省）、県、休暇村協会が一体となって、公営施設の整備を進めている。

(3) 国民宿舎

自然公園や温泉地等において、国民に健全な保健休養の場を提供することを目的として、昭和31年から国（環境省）の建設資金融資制度により、市町村が国民宿舎を設置している。その設置状況は、表2-11-7のとおりである。

表2-11-7 国民宿舎の設置状況

経営主体	宿舎名	所在地	収容人員	交通	環境その他
面河村	面河	面河村若山 21-1251	110名	松山～面河 バス2時間30分 徒歩25分	石鎚国立公園・面河集団施設地区 (国民年金特別融資)
面河村	石鎚	西条市西之川 (土小屋)	110名	松山～面河(関門)～土小屋 バス3時間30分	石鎚国立公園
弓削町	ゆげロッジ	弓削町日比 303	108名	西瀬戸自動車道因島南IC～ 土生港～弓削港 船20分 弓削港から徒歩15分	瀬戸内海国立公園 (国民年金特別融資)
久万町	古岩屋荘	久万町直瀬 乙1636	116名	松山～古岩屋 バス1時間30分	四国カルスト県立自然公園 (厚生年金保険積立金還元融資)

4 自然環境に関する調査

自然環境の現況を的確に把握し、適切な保全対策を推進していくため、県では各種の調査を行っている。

(1) 愛媛県レッドデータブック作成事業

県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくため、平成11年度から14年度までの4か年計画で、絶滅のおそれのある県内野生動植物をリストアップし、その希少性の評価、生息・分布状況を明らかにする「県版レッドデータブック」を作成している。

作成に当たっては、県内学識経験者10名で構成する「愛媛県貴重野生動植物検討委員会」（会長：森川國康前松山東雲学園学園長）を設置しており、平成13年度は、同

委員会における動植物9分野の専門分科会（会長を除く検討委員会委員9名が座長、延総数82名）により引き続き現地調査、既存文献・標本等の解析を行い、その結果をもとに同委員会において検討し、次のとおり決定した。

平成13年度版愛媛県産野生動植物目録の作成

目録記載種が、平成12年度版から141種増加し、8,388種となった。

県版レッドリスト（暫定版）の作成

平成12年度に選定した平成13年度調査対象種1,479種の調査解析結果及びの貴重種選定基準により、レッドリスト（暫定版）1,501種を選定した。

貴重種選定基準の検討・整理

県内動植物の分布特性等の知見及び国、他県の貴重種選定基準を参考に検討・整理を行った。

決定された内容の概要は、表2-11-8のとおりである。

表2-11-8 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト対象候補等

区分	分野	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録			レッドリスト（暫定版）対象種			
			(A) 12年度版	(A') 13年度版	増加数	(B) 12年度版 (B/A)	(B') 13年度版 (B'/A')	増減数	対象種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類	種 49	種 49	種 0	種(%) 43 (88)	種(%) 25 (51)	種 -18	ニホンモンガ、ニホンイタチ、ヒメカガコウモリ ニホンカワウソウ、ツキノアゲマ
	鳥類	鳥類	312	312	0	85 (27)	67 (21)	-18	クヌギ、オオカ、ヤマトシロ
	爬虫類	陸産爬虫類	16	16	0	8 (50)	8 (50)	0	ヒメカガ、イガメ
		両生類	18	18	0	12 (67)	10 (56)	-2	ブクブクショウウオ、カミサシショウウオ、ダマシロ
	魚類	淡水・汽水産魚類	182	182	0	38 (21)	38 (21)	0	イソトビウオ、スナヅメ
	昆虫類	昆虫類	363	363	0	171 (47)	168 (46)	-3	スズメバチ、ヒメカガ
		クモガタ類	293	293	0	7 (2)	6 (2)	-1	キノコトビ
		多足類	2	2	0	2(100)	2(100)	0	トリノヤシ
	貝類	陸・淡水・汽水産貝類	196	203	7	42 (21)	44 (22)	2	シロコケ、ヒメカガ、ヒメカガ
	海産動物	海産哺乳類	1	1	0	0 (0)	1(100)	1	スナメリ
海産爬虫類		1	1	0	1(100)	1(100)	0	アカミガメ	
海産軟体動物		1,942	1,942	0	28 (1)	18 (1)	-10	カサガイ	
節足動物		153	160	7	9 (6)	11 (7)	2	ハクセンシオマネキ、アカガニ、カブトガニ	
その他海産動物		111	112	1	3 (3)	4 (4)	1	ナメクジウオ、ゴシロムシ	
[動物計]			3,639	3,654	15	449 (12)	403 (11)	-46	
植物	高等植物	維管束以上	3,770	3,770	0	960 (25)	960 (25)	0	ヒメカガ、ヒメカガ、ヒメカガ、ヒメカガ、ヒメカガ
		蘚苔類	0	59	59	0 (-)	59(100)	59	クヌギ、ヒメカガ
菌類	高等菌類	高等菌類	838	905	67	70 (8)	77 (9)	7	フデ、アカカガ、ヒメカガ、ヒメカガ、ヒメカガ
その他の分野		藻類（注）	0	2	2	0 (-)	2(100)	2	ヒメカガ、ヒメカガ
計		18分類群	8,247	8,388	141	(18) 1,479	(18) 1,501	22	

(注) 調査対象分類群以外で、貴重種の存在が報告されたため、検討委員会の判断でレッドリスト（暫定版）に加えている。

(備考) 今後も新たに得られた知見により、野生動植物目録の見直しを行う。

(2) 自然環境保全基礎調査

我が国の自然環境の現況を把握するために、自然環境保全法に基づいて、環境省が都道府県等に委託して概ね5年毎に実施するもので、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれている。第1回は、昭和48年度に、第2回は53年度から54年度、第3回は58年度から62年度、第4回は63年度から平成4年度、第5回は5年度から10年度まで実施され、平成11年度からは第6回の自然環境保全基礎調査が開始されている。

一方、第4回までの自然環境保全基礎調査（動植物分布調査）から移行した種の多様性調査については、平成6年度から動植物全般について文献、標本を中心に、その存在基盤が脆弱で減少傾向にある種について現地調査によりデータの収集を行った。

平成12年度からは、クマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布調査をアンケート調査や現地聞き取り調査等により実施し、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行っている。

(3) えひめ自然百選の選定

自然に対する愛着と保護意識の高揚を図ることを目的として、本県にある貴重な自然環境や特異な自然現象等のうち各市町村や自然保護指導員、自然公園指導員等から推薦を受けた候補の中から「えひめ自然百選選定委員会」において100地点を平成2年度に選定した（資料編12 - 5 参照）。

5 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類 312種、獣類49種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、また県獣には、国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域のうち特にアシの繁った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来している。

獣類については、大型獣としてシカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。なお、絶滅が危惧されているニホンカワウソは、近年確認されてはいないが、南予地方に生息している可能性もある。

(1) 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき平成14年3月に策定した第9次鳥獣保護事業計画に基

づいて鳥獣保護区等の設定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

鳥獣保護区の設定等

平成13年度においては鳥獣保護区は設定していない。

平成14年3月末現在、鳥獣保護区58箇所（うち国設1）、特別保護地区12箇所（同1）を設定している（表2-11-9）。

表2-11-9 既設鳥獣保護区設定等状況（平成14年3月31日現在）

設定区分	鳥獣保護区		特別保護地区		備考
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)	
森林鳥獣生息地	34	17,079	10	1,350	
集団渡来地	5	40,137	1	74	
野鳥誘致地区	5	143			
野鳥愛護地区	13	444			
計	58 (1)	67,305 (9,502)	12 (1)	2,226 (802)	

注（ ）内は、国設で内数

鳥獣保護員の配置

鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に71名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

また、県内の小中学生とその保護者を対象に「親子愛鳥教室」を毎年実施している。

生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除を行っている。平成13年度における駆除の状況は、表2-11-10のとおりである。

表2-11-10 有害鳥獣駆除状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カラス類	7,639(羽)	ノウサギ	446(羽)
ヒヨドリ	3,841	イノシシ	2,019(頭)
スズメ類	1,468	シカ	288
ドバト	561	サトル	151
ゴイサギ	-	タヌキ	117
その他	17	その他	9
計	13,526	計	3,030

ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成14年1月

15日～17日に県下で実施したガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-11-11のとおりである。

表2-11-11 生息調査結果

調査箇所	調査面積 (ha)	個 体 数 (羽)	
		ガン・ハクチョウ類	0
361	26,718.9	カモ類	24,114
		計	24,114

(2) 適正な狩猟の推進

現在、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類29種、イノシシ、シカ等の獣類18種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第9次鳥獣保護事業計画に基づいて、休猟区及び銃猟禁止区域の設定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成12年度に鉛散弾規制地域の設定を行っている。

狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成13年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-11-12及び表2-11-13のとおりである。

表2-11-12 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第7条第3項第1号該当者			その他の者			合格者 計
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
甲種	67	65	58	183	179	134	192
乙種	3	3	3	76	75	65	68
丙種	0	0	0	12	12	11	11
計	70	68	61	271	266	210	271

注1 「法第7条第3項第1号該当者」とは、異なる種の狩猟免許所持者をいう。

2 「甲種」はわな、網、「乙種」は散弾銃、空気銃等、「丙種」は空気銃等をいう。

表2-11-13 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
甲種	467	9	476
乙種	3,619	135	3,754
丙種	427	3	430
計	4,513	147	4,660

休猟区の設定

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、第9次鳥獣保護事業計画に基づき、平成13年度に28箇所、延べ42,439haの休猟区を設定するとともに、平成10年度に設定した29箇所43,570haを期間(3年間)満了に伴い開放した。この結果、平成13年度末現在の県内の休猟区は全体で84箇所、総面積は131,156haとなった(表2-11-14)。

表 2 - 11 - 14 休猟区設定状況

設定年度	箇所数	面積 (ha)	設 定 期 間
11	27	41,629	平成11年11月1日から平成14年10月31日まで
12	29	47,088	平成12年11月1日から平成15年10月31日まで
13	28	42,439	平成13年11月1日から平成16年10月31日まで
計	84	131,156	

銃猟禁止区域の設定

銃猟による危険を防止するため、第9次鳥獣保護事業計画に基づき平成13年度に11箇所、1,338.6haの銃猟禁止区域を設定した。この結果、平成13年度末の銃猟禁止区域は全体で56箇所、総面積は8,200.7haとなった。

鉛散弾規制地域の設定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛散弾を使用した狩猟鳥獣の銃猟を禁止する鉛散弾規制地域を平成12年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha設定している。

放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の持続化を図るため、キジを養殖し、新たに設定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成13年度には、社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ8,000羽を養殖し、放鳥した。

狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日まで）に限り行えることとなっており、県では年3回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

6 新たな森林管理推進事業

(1) 背 景

本県の県土面積の7割を占める森林には、木材などの林産物を供給するばかりでなく、「緑のダム」として水資源を貯えたり、山崩れなどの山地災害を防止するなど、さまざまな働きがある。

しかしながら、今日、山村では木材価格の低迷による採算性の悪化と、過疎化や高齢化の進行などから林業生産活動が停滞し、成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキの人工林では、間伐などの必要な手入れがなされることなく放置される森林（写真1、2）が増加しており、森林の持つ優れた諸機能の低下が危惧されている。

(写真1)



林内は真っ暗で、植栽木はか細く枯死が見られる。

(写真2)



林床に植生がなく、地表流により表土が流亡している。

(2) 県における取組み

こうした森林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を高度かつ持続的に発揮させることを目的に、県では、次のような取組みを行ってきた。

平成12年度に、学識経験者をはじめ各界代表者を構成員とする「愛媛放置森林管理システム検討委員会」を設置し、放置森林の整備目標(写真3、4)や管理手法について検討を行った。

平成13年度には、検討結果の普及と理解の醸成を図るため、市町村・森林組合・森林所有者等関係者への説明会を開催するとともに、放置森林と目される森林の所有者約15,500人を対象に管理委託の意向調査を実施、また、核となる(財)愛媛の森林基金の森林整備法人認定等執行体制の整備と財源確保のための協力依頼等を行い、新たな森林管理システムの構築を図った。

(写真3)



強度な間伐等の実施により、5～10年後には広葉樹をはじめとする様々な植生がみられる。

(写真4)



約50年後を目標に、上層の針葉樹大径木と下層の広葉樹群から成る「えひめの森林」を実現。

(3) 森林整備等の実施

平成14年度からは、(財)愛媛の森林基金が事業主体となって、県・市町村・森林組合等関係機関の協力の下、造林補助金、県・市町村負担金、県民・企業等からの賛助会費、県公営企業管理局助成金、(財)市町村振興協会補助金を財源として、公的管理による放置森林の整備等を実施することとしている。(森林基金では「森林適正管理事業」の事業名で実施。)

事業の目的

スギ・ヒノキ等針葉樹人工林221千haの内、16～45年生の間伐が必要にもかかわらず放置状態にある42千haの水土保持林において、低下しつつある水土保持(水源かん養、山地災害防止)等公益的機能の回復とその持続的な発揮を目的として、

強度な間伐と天然力又は植栽により広葉樹の導入を図り、長伐期の針広混交複層林を造成・整備する。

事業主体

公的管理組織である(財)愛媛の森林基金(森林整備法人)

(財)愛媛の森林基金は、本県における森林の造成整備や緑化の推進を目的として、県や市町村、企業・団体や個人の出えんにより、昭和61年5月10日に設立された公益法人である。これまで、基本財産の運用益を元にした一般会計事業(講演会の開催、森林の利活用への助成等)と、緑の募金を元にした緑の募金事業(募金活動、植樹祭の開催、森林整備等への交付等)などを行ってきたが、平成14年2月1日に森林整備法人として知事の認定を受け、平成14年度からは放置森林の整備主体として、新たな事業(森林適正管理事業)に取り組んでいる。

事業種別

ア 森林受託管理事業

市町村の斡旋に基づき森林所有者から森林の管理委託(10年間)を受け、森林組合等へ委託して間伐等の施業を行う。

イ 林地流動化事業

放置又は放置の恐れのある森林の売渡し希望に関する情報を収集し、市町村や森林組合を通じて適正管理が期待できる者へ情報提供を行い、所有権移転を図る。

対象森林

ア 原則、個人が単独又は共同で所有するスギ・ヒノキの人工林で、16から45年生かつ1箇所0.1ha以上の森林

イ 市町村森林整備計画において、水土保持林と定められた森林

ウ 過去10年間程度、全く手入れがされていない森林

エ 植栽木が過密状態にあり、荒廃のきざしや病虫害・気象災害の恐れのある森林

オ 将来にわたって、森林所有者等が管理することが困難であると認められる森林
全体計画(第1期10年:平成14~23年度)

ア 事業量 間伐10,000ha、抜き伐り200ha、樹下植栽140ha、下刈160ha、
計10,500ha

イ 管理費 2,363百万円

7 森林ボランティア促進対策事業

(1) ボランティア団体の概要

平成13年10月21日に、えひめ森林公園に森林ボランティア団体会員らが集まり、団体相互のネットワーク化を図ることを目的として「えひめ森林ボランティア連絡協議会」(会長:鶴見武道(愛媛大学助教授)参加団体8団 会員1,583名)を設立した(表2-11-15参照)。

(2) 県における取組み

ボランティアリーダー研修の実施

平成13年度は、森林ボランティア活動に関する研修を、えひめ森林公園において、



全4回のカリキュラムで実施し、約20名のリーダーを育成した。森林作業における安全管理、人工林の間伐、簡易炭焼についての講義実習のほか、ボランティア活動の運営等について研修を行い、平成15年度までに、60名程度のリーダーを育成する予定である。

間伐実習（えひめ森林公園）

ボランティアアドバイザーの派遣

ボランティアグループの組織化、ボランティアの育林知識、技術の向上及び安全管理等に対する指導及び助言を行うことを目的として、「森林ボランティアアドバイザー」を2名設置している。

平成13年度には、リーダー研修や森林ボランティア活動の講師、「ボランティアの森」整備への計画助言等の活動を行った。

「ボランティアの森」の整備

ボランティア活動の拠点となる森づくりを行い、ボランティア活動を通じた森林環境教育により、ボランティア参加者の拡大と組織化を図るためのモデル事業を13年度から実施し、5ヶ年で5ヶ所を整備する。平成13年度は、川内町塩ヶ森に広葉樹の森2.5haを整備した。

ボランティア活動器具の整備

県民が手軽にボランティア活動に参加できるように、県が器具を購入し、貸出し用に配備しており、えひめ森林公園事務所に植栽、下刈、除間伐、枝打ち等の林業作業に必要な道具を50名分備えている。

平成17年度までに、県下5地方局毎に1ヶ所ずつの配備を行い、利用者の利便性を図ることとしている。



川内町塩ヶ森（ボランティアの森整備事業）

表 2 - 11 - 15 森林ボランティア団体状況

(平成14年5月調査)

団体名	所在地	活動内容	会員(名)
ボランティアの森委員会	伊予三島市	募金活動、植樹等	300
石鎚水源の森くらぶ(新居支部)	西条市	水源林植栽、除間伐、炭焼き等	162
石鎚水源の森くらぶ(宇摩支部)	伊予三島市	水源林植栽、除間伐等	109
石鎚水源の森くらぶ(周桑支部)	小松町	水源林植栽、除間伐等	54
今治地方「水と緑の懇話会」	今治市	水源林植栽、枝落等	343
地域づくり研究会「源流」	玉川町	植栽、炭焼き	30
木っと根っとワーク	松山市	下刈、除間伐等	527
えひめ千年の森をつくる会	川内町	水源林の下刈、間伐、枝落しや炭焼き	58
計 8 団体			1,583